

平成 21 年 11 月 10 日

高 知 労 働 局 発 表

担 当 者	高知労働局
	労働基準部監督課
	課 長 樋口政純
	監察監督官 島本和明
	電話 088-885-6022

賃金不払残業の是正・解消に向けて

- ◇ 監督指導の結果、平成 20 年度には県内 134 企業が 8,533 万円の割増賃金を支払いました。
- ◇ 11 月 21 日（土）には無料相談ダイヤルを設置して賃金不払残業などに関する相談に応じます。

◇ 賃金不払残業に係る監督指導の状況

- 1 高知労働局は、賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいう。いわゆる「サービス残業」）について、管内労働基準監督署が労働基準法第 37 条違反として是正を指導した結果、割増賃金が支払われた事案について取りまとめを行いました。

その結果、平成 20 年度においては、賃金不払残業に関し、是正企業が 134 企業（前年度比 18 企業増）、対象労働者が 1,511 人（前年度比 656 人減）、是正された割増賃金の合計額が 8,533 万円（前年度比 5,523 万円減）となりました。

企業数では商業が 40 企業（全体の 30％）と最も多く、また、対象労働者数では、保健衛生業が 433 人と最も多く、次いで、その他の事業 283 人、商業 258 人と続き、これら 3 業種で全体の 64％を占めています（表 1 参照）。

1 企業当たり 100 万円以上の割増賃金が支払われた事案では、24 企業（前年度比 9 企業増）、対象労働者 665 人（前年度比 759 人減）、

是正された割増賃金の合計額 6,518 万円（前年度比 5,968 万円減）となっています（表 2 参照）。

2 なお、賃金不払残業の実例としては、次のようなものが多く認められました。

ア 法定の割増率による算定が行われていない、諸手当を算定基礎に算入していない等により、時間外労働に対する手当が法定額を下回っていたもの

イ 残業時間を適正に把握しておらず（自己申告等）、残業代を定額払いで済ませている等により、実際の時間外労働に応じた割増賃金が支払われていなかったもの

3 このように賃金不払残業が数多く発生している状況の下、労働基準監督署では、引き続き、労働基準法第 37 条（時間外労働を行わせる場合には所定の割増賃金を支払うことを規定）や「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（別添 1 参照）に基づき、企業に対する監督指導を実施していくこととしています。

◇ 賃金不払残業などに関する無料相談ダイヤルの設置

厚生労働省では、賃金不払残業の解消などに向けた対策の一環として、11 月を「労働時間適正化キャンペーン」期間（別添 2 参照）としています。

賃金不払残業や長時間労働などについて、フリーダイヤルにて相談に応じます。

「労働時間相談ダイヤル」(無料)

日 時 : 11 月 21 日 土曜日 9:00～17:00

なくしましろう 長い 残業
電話番号 : 0120-794-713 (フリーダイヤル)

(表 1) 割増賃金の是正支払い状況

業種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)
製造業	25	165	668
建設業	5	10	40
運輸交通業	6	61	201
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	40	258	1,682
金融・広告業	2	20	415
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	4	145	1,763
保健衛生業	22	433	1,670
接客娯楽業	21	136	683
清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0
その他の事業	9	283	1,411
計	134	1,511	8,533
1 企業平均額			64
1 労働者平均額			6

(注) 平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの間に、定期監督及び申告処理において割増賃金の不払に係る指導の結果、是正支払がなされた事案。

(表 2) 割増賃金の是正支払い状況 (100 万円以上)

業種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)
製造業	2	16	251
建設業	0	0	0
運輸交通業	1	17	166
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	8	146	1,326
金融・広告業	1	1	300
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	2	137	1,653
保健衛生業	4	156	1,242
接客娯楽業	2	15	408
清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0
その他の事業	5	177	1,172
計	24	665	6,518
1 企業平均額			272
1 労働者平均額			10

(注) 表 1 のうち、合計 100 万円以上の割増賃金の是正支払いがなされたもの。
表 1・表 2 とも端数 (万円未満) 四捨五入。